北海道胆振管内の建築基準法に関する指定状況等について

令和７年（2025年）４月

北海道胆振管内の指定状況等

敷地の情報（用途地域、防火地域など）の詳細について建設地の市町窓口にお問い合わせ願います。

市町名		室蘭市	苫小牧市	登別市	伊達市		豊浦町	壮瞥町	白老町	厚真町	洞爺湖町		安平町		むかわ町	
					旧伊達市	旧大滝村					旧虻田町	旧洞爺村	旧早来町	旧追分町	旧鵡川町	旧穂別町
行政権限設置年		特定行政庁 昭和44年	特定行政庁 昭和43年	限定特定行政庁 昭和43年	限定特定行政庁 昭和48年				限定特定行政庁 昭和63年							
区域指定	法第6条第１項第四号区域						○							○		
	法第22条区域	○	○	○	○		○		○	○	○		○	○	○	
	都市計画区域	○	○	○	○			○	○	○	○		○		○	
	準都市計画区域											○				
	多雪区域					○	○					○				
各種設定値	垂直積雪量（cm）	70	70	70	70	130~170	130	80	70	80	80	130	90	90	70	90
	基準風速 Vo（m/s）	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	32	34	32
	地震地域係数 Z	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
	凍結深度（cm）	60	60~80	60	50	70	50	60	60	80	50	50	70	100	80	70

※空欄は設定なし又は設置なし

特定行政庁及び限定特定行政庁の建築主事等の業務範囲

特定行政庁の市及び限定特定行政庁の市町が所管する建築物以外の建築物について、北海道が建築確認等を行っています。

特定行政庁		すべての建築物・工作物・建築設備
限定特定行政庁		１　法第6条第1項第二号に掲げる建築物のうち木造の建築物（地階を除く階数が2以下、延べ面積300㎡以下、高さ16m以下※） ※平屋かつ延べ面積200㎡以下のものについては高さ制限なし ２　法第6条第1項第三号に掲げる建築物（平屋、延べ面積200㎡以下） ３　工作物のうち、煙突若しくは広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもので高さ10m以下のもの　又は　擁壁で高さ3m以下のもの （上記１又は２に該当する建築物以外の建築物の敷地内に築造するものを除く。）
北海道（特定行政庁）	**総合振興局・振興局**	１　木造の建築物で地階を除く階数が２以下、延べ床面積が300㎡以下かつ高さ16m以下のもの（建築基準法第6条第1項第一号建築物を除く。） ２　非木造の建築物で平屋かつ延べ床面積が200㎡以下のもの ３　建築基準法施行令第138条第1項各号、第2項各号及び第4項に掲げる工作物 ４　建築基準法施行令第146条第1項各号に掲げる建築設備
	北海道庁	上記以外の建築物